

【協議会とは？】

法的根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(略称：障害者総合支援法)

(協議会の設置)

- **第八十九条の三** 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される**協議会を置くように努めなければならない。**
- **2** 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

【協議会の機能】

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 障発03238第8号 平成25年3月28日)

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営等

【協議会の主な役割】

- ・ **相談支援体制**について、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、課題を共有し、関係機関の連携の緊密化をはかる役割が「協議会」である
- ・ **障害者施策推進計画**の推進状況を把握し、必要に応じて障害者施策推進計画に係る助言等を行う
- ・ **障害者虐待防止**において、その体制を整備し、関係機関でネットワークを構築、強化を図る

【地域自立支援協議会の機能】

情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・ 困難事例への対応のあり方の対する協議、調整

開発機能

- ・ 地域の社会資源の開発、改善

教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用

権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する

評価機能

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価、サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業者の評価、市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

杉並区 地域自立支援協議会の体制

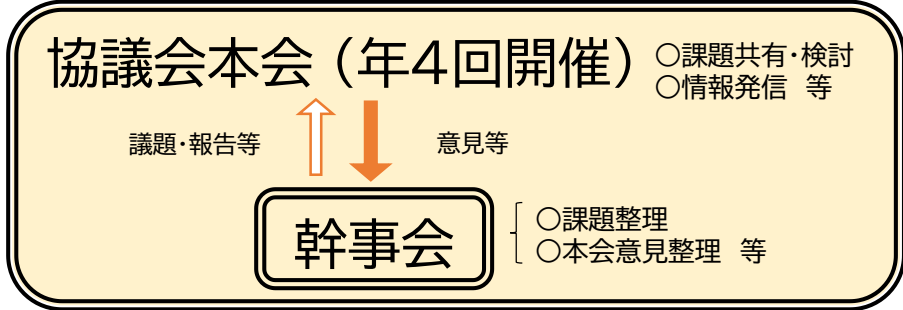
各委員が所属する
関係機関

※各委員が所属するネットワーク例
雇用支援ネットワーク会議・すぎなみ仕事ねっと・高次脳機能障害関係者連絡会・グループホーム世話人情報交換会・ヘルパー支援事例検討会・発達障害実務担当者会 etc

委員出席・情報提供等
情報発信

杉並区障害者
権利擁護・共生社会推進連絡会

連携



委員参加・取組提案等
障害者施策推進計画への助言等

杉並区

報告・課題提起等

専門部会
子ども部会

報告・課題提起等 委員参加
取組提案・報告等

専門部会
計画部会

専門部会
地域移行促進部会

相談支援部会（常設）

- 課題抽出
- 課題整理

専門部会
地域生活支援拠点部会

専門部会
高齢・障害連携部会

専門部会

- より深く議論が必要な時に立ち上げて課題を検討
- 相談支援部会では議論が広がらない時

課題

個別支援会議

個別支援会議

【各部会について】

部会名	開催目的等
相談支援部会	相談支援を通じて、地域の課題を抽出し、課題を検討したり、課題解決に向けた取り組みを行う。 課題を解決するための地域のネットワークの構築を進める。 相談支援従事者の技量アップにつなげる。
地域移行促進部会	「地域移行促進」の課題を以下の4項目に分類し、取り組みを進める。 (1)住む場の条件を広げる。(2)医療との連携を広げる。 (3)一人暮らしを支援する体制を広げる。(4)区民の理解を得る活動。
高齢・障害連携部会	高齢期に向けた柔軟な支援体制をつくる。 年齢を重ねても安心して暮らし続けられる地域づくり。
計画部会	障害者施策推進計画の推進状況を把握し、必要に応じて助言等を行う。
地域生活支援拠点部会	地域生活支援拠点の実効性を高め、より有効的に機能させるための取組を進める。

【本会の取り組み】

第1期

(平成19,20年度)

- ・保健福祉計画改定に向けて、専門部会の報告と検討
- ・「あってよかった自立支援協議会にするためには」

第2期

(平成21,22年度)

- ・相談支援体制の整備、福祉と教育の連携、成年後見制度との連携など課題
- ・部会活動を通して、自立支援の課題が明らかに

第3期

(平成23,24年度)

- ・地域における課題(虐待防止、新しい相談支援体制について、教育と福祉の連携について)
- ・第三期障害福祉計画策定に当たり、議論した課題をまとめる

第4期

(平成25,26年度)

- ・障害者の就労支援における現状と課題
- ・障害福祉計画の進捗状況把握と検討、助言

第5期

(平成27,28年度)

- ・安心して暮らし続けられる地域づくり
- ・差別解消支援地域会議の設置

第6期

(平成29,30年度)

- ・障害福祉計画への意見反映強化
- ・高齢分野との連携強化
- ・働きサポート部会の新設

第7期
(令和元,2年度)

- 「意思決定支援」についての取り組みの共有、意見交換
- 高齢・障害連携部会の新設
- 新型コロナウイルスへの対応、各現場の現状と課題の共有
- 地域生活支援拠点の整備に向けて意見交換

第8期
(令和3,4年度)

- 計画部会、医療的ケア児支援検討部会の新設
- 働きかたサポート部会については第8期で終了
- 基幹相談支援センターの役割や業務について
- 医療的ケア児の課題検討
- 虐待防止にむけて検討

第9期
(令和5,6年度)

- 地域生活支援拠点の現状報告
- 杉並区障害者施策推進計画及び計画部会の任期について
- 虐待防止にむけての取り組み検討